

5月13日(金)から受付開始 住宅の耐震化・ブロック塀などの撤去を 支援します

まちづくり建設課都市計画・大和平野中央プロジェクト推進係 ☎ 34・2085

町では住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事の支援をしています。詳細は町ホームページをご確認ください。



1 木造住宅の無料耐震診断

対象となる住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

支援内容 町が委託する耐震診断員を派遣して診断を実施します。

費用 無料

募集件数 10件(抽選)

2 住宅精密耐震診断費補助

対象となる住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など
補助金の額 耐震費の3分の2の額
(1000円未満は切り捨て)

※補助金の上限額は8万6000円

募集件数 2件(抽選)

3 木造住宅の耐震改修工事費補助

対象となる住宅 下表参照

対象となる住宅 下表参照

4 耐震シェルター設置工事補助

対象となるもの 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など
補助金の額 工事費の2分の1の額
(1000円未満は切り捨て)

※補助金の上限額は20万円

対象となる条件 町が指定する耐震シェルターを設置する工事
募集件数 2件(抽選)

5 ブロック塀などの撤去費補助

対象となるもの

対象となる道路に面する、安全性が確認できないブロック塀などの撤去工事

重要事項を再度お知らせします 磯城郡水道企業団からのお知らせ

磯城郡水道企業団事務局 ☎ 32・2516

磯城郡水道企業団として事業を開始して、約1月が経過しようとしています。そこで、改めていくつかの重要事項を、再度お知らせします。

検針について

令和4年4月から、水道の検針を偶数月前半・偶数月後半と奇数月前半・奇数月後半の4つに地域を分けており、隔月で行っています。

検針を行う日

- 偶数月前半・奇数月前半：毎月9日から15日までの間
 - 偶数月後半・奇数月後半：毎月19日から23日までの間
- ※日程は標準的なものであり、検針作業状況により前後する可能性があります。

口座振替について

- ① 偶数月もしくは奇数月の前半に検針がある場合
毎月当月28日(金融機関が休みの場合は翌営業日)
- ② 偶数月もしくは奇数月の後半に検針がある場合
毎月翌月10日(金融機関が休みの場合は翌営業日)

納付書の支払い方法

お近くのコンビニエンスストアか、取扱金融機関の窓口にてお支払いください。

取扱金融機関 南都銀行・奈良中央信用金庫・奈良県農業協同組合・りそな銀行・大和信用金庫・ゆうちょ銀行

納付書の納期限について

- ① 偶数月もしくは奇数月の前半に検針がある場合
毎月翌月14日
- ② 偶数月もしくは奇数月の後半に検針がある場合
毎月翌月27日



磯城郡水道企業団
ホームページ

耐震化支援対象となる住宅の条件

支援制度	住宅の種類	建築年	床面積
1 木造住宅の無料耐震診断	町内にある木造住宅(注1)	昭和56年5月31日以前の着工	延べ床面積250㎡以下、2階建て以下
2 住宅精密耐震診断費補助	町内にある一戸建て住宅(非木造住宅も対象)	建築年問わず	床面積の制限なし(注2)
3 木造住宅の耐震改修工事費補助(注3)	町内にある木造住宅(注1)	昭和56年5月31日以前の着工	床面積の制限なし(注2)
4 耐震シェルター設置工事補助	町内にある木造住宅(注1)	昭和56年5月31日以前の着工	床面積の制限なし(注2) 2階建て以下

- 注1 木造以外の構造が混在している住宅、昭和56年6月1日以降に増築された住宅や特殊な工法の住宅などは、対象外になることがあります。
- 注2 店舗などの用途を兼ねる場合は、その部分が延べ床面積の2分の1未満のもの。
- 注3 町が実施する耐震診断、または、それと同等以上の効力を有する耐震診断で、診断結果が1.0未満のものに限ります。

補助金の額 ブロック塀などの撤去に要する経費(1㎡につき1万円を上限)の2分の1の額(10万円が上限)

募集件数 8件(工事内容により変更あり/抽選)

申込方法 所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に必要書類を添えてまちづくり建設課へお持ちください。なお、募集件数に達しない場合は抽選日以降12月28日(水)まで随時受け付けます。

抽選応募期間 5月13日(金)～26日(木)
(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

抽選日時 5月27日(金)午後2時

場所 町役場201会議室

※抽選の場合はご連絡します。

工事などの完了期日 申し込み後、次の完了期日までに工事を終え書類手続きを完了するものとします。

完了期日 1～5：令和5年1月27日(金)

検針の時期と地域

偶数月前半	偶数月後半
大木、西大木、法貴寺、今里、阪手北、阪手南、阪手西、阪手根太、南阪手グリーンタウンピアッツァコートone、大安寺、西大安寺、笠形第一、新阪手、阿部田、八尾、新八尾第一、八尾池之内、中八尾、黒田、石橋団地	新木、矢部、多、宮森、笠縫、秦楽寺、八条、南千代、千代公苑、佐味、大網、新薬王寺、薬王寺、南薬王寺、満田、平野、みどりの団地みどりの北
奇数月前半	奇数月後半
郭内、八幡町、根太口、三輪町、味間町、材木町、堺町、南町、新地、大門東、大門中、大門西、祇園町、市町、本町、茶町、戎通、殿町、幸町、室町、小室、小室東、魚町、旭町、九品寺、九品寺柿木原、柳町、島の町、新町、※保津(2)、三笠、南三笠、官公庁	西井上、東井上、平田、伊与戸、笠形、蔵堂、為川南方、為川北方、金沢、八田、唐古、西代、鍵、西鍵、小阪、味間、宮古、南八尾、西八尾、富本、西新町、金剛寺、松本、西竹田、十六面、※保津(1)

※保津地域について、広範囲に検針箇所があるため、奇数月内で前半と後半に分けています。ご了承ください。

水道料金の計算方法

2ヵ月分の水量を2等分して1ヶ月の水道料金を計算します。

計算例①：6月(偶数月前半)の検針(使用水量)が50㎡であった場合。

50㎡÷2ヵ月=1ヵ月目25㎡、2ヵ月目25㎡といったように計算され、6月に25㎡、7月に25㎡の料金請求が行われます。

	使用水量	上水	下水	請求額
6月請求	25㎡	5,140円	3,410円	8,550円
7月請求	25㎡	5,140円	3,410円	8,550円

計算例②：5月(奇数月前半)の検針(使用水量)が47㎡であった場合。

47㎡÷2ヵ月=1ヵ月目23㎡、2ヵ月目24㎡といったように計算され、5月に23㎡、6月に24㎡の料金請求が行われます。

	使用水量	上水	下水	請求額
5月請求	23㎡	4,660円	3,120円	7,780円
6月請求	24㎡	4,900円	3,260円	8,160円

支給対象期間が令和4年6月30日(木)まで延長 新型コロナウイルス感染症の影響による 傷病手当金支給対象期間の延長

保険医療課国保医療係 ☎ 34・2097
福祉・高齢医療係 ☎ 34・2095 / 34・2096

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する人に傷病手当金が支給されます。支給対象期間が令和4年6月30日(木)に延長されました。該当する人は申請をお願いします。

対象者
国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の被用者(会社などから給与の支払いを受けている人)のうち、新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われる人。
支給対象期間
国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入期間中で、療養のため仕事を休んだ日から起算して3日を経過した日から、仕事を休んでいた期間。※適用は令和2年1月1日から令和4年6月30日(木)まで(入院が継続する場合は最長1年6ヵ月まで)

支給額の計算式

(直近の継続した3月間の給与と収入合計額 ÷ 就労日数) × 2 / 3 × 支給対象となる日数

※給与の全額が支払われる期間の支給はありません。給与の一部を受ける場合、傷病手当金より少ないときは差額を支給します。



◀ ホームページも併せて
ご覧ください

支給額
上記の計算式により算出した金額
申請方法
ホームページから申請書をダウンロードするか、電話で申請書の郵送希望をお伝えください。
● 申請書の被保険者用(国保の場合は世帯主用も)・事業主用・医療機関用を保険医療課へ郵送してください。

国民年金からのお知らせ こんなときには届出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。
届出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出をしなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れなかったりする場合もありますので、必ず届出をしましょう。

● 第1号被保険者

自営業の人やその配偶者、学生、フリーターなどの人が対象となり、第1号被保険者への加入や種別変更の手続きは、町総合窓口課か桜井年金事務所窓口で行います。

● 第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険に加入している人が対象になります。届出は、会社や官公庁など勤務先が行います。

● 第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者が対象になります。届出は配偶者の勤務先を通じて行います。

20歳以上60歳未満の人はこんなときに届出が必要です

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
退職したとき (厚生年金保険加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く)	・ 印鑑 ・ 基礎年金番号がわかる書類 ・ 社会保険厚生年金保険資格喪失証明書など
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金保険の資格を喪失したとき、配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	・ 資格喪失日の分かる書類 ・ 個人番号がわかるもの ・ 本人確認できるもの

※退職など同日で第2・3号の被保険者となる場合は、届出は不要です。
※新型コロナウイルス感染症により収入が減少した人を対象とする、国民年金保険料免除の臨時特例があります。

確認書の提出期限が近づいています 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

臨時特別給付金事業実施本部(健康福祉課内) ☎ 33・9220

給付金額 10万円(1世帯当たり)
給付金対象など

● 1世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
● 対象者と思われる人へ2月10日に確認書を郵送しています。
● 提出期限: 5月10日(火)
● ※期限が近づいていますので、早めに手続きをしてください。

● 2新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)
● ご自身で申請が必要です。申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに提出してください。申請書はホームページでダウンロードできます。なるべく郵送での申請をお願いします。

● 申請期限: 9月30日(金)
● 申請書提出先: 〒636-0392 / 田原本町890の1 臨時特別給付金事業実施本部
注意
● 書類の受付から振込まで2週間程度かかります。



町ホームページ
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

実施期間が延長になりました 男性の風しんの抗体検査及び風しんの 第5期の定期接種

保健センター ☎ 33・8000

風しんの流行を防ぐため、抗体保有率が低い年代の対象者に実施している、公費負担による風しん抗体検査及び予防接種の実施期間を延長します。検査をまだ受けていない人には、新しくクーポン券を送付します。

実施期間 令和7年2月末まで
対象者 昭和37年4月2日(昭和54年4月1日)の間に生まれた男性
※既に旧クーポン券を使用して抗体検査を受けた人を除く
クーポン券について 令和4年2月までに抗体検査を受けていない人へ、4月末に新クーポン券を個別送付しています。3・4月に旧クーポン券

① 町内実施医療機関(左記参照)に事前予約のうえ、新クーポン券・抗体検査受診票を持参し、抗体検査を受ける
② 抗体検査の結果、国が定める抗体価に満たなかった場合は、公費負担で予防接種を受ける

町内実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号
植山医院	120	32-2036
小阪内科クリニック	新町 52-3	32-2602
小瀧内科小児科	三笠 17-8	33-0933
坂根医院	矢部 337-1	34-3300
忠岡医院	秦庄 456-8	32-2629
辻クリニック	547	32-2258
殿村医院	新町 30-1	33-5420
根元整形外科 眼科医院	秦庄 137-1	33-8211
はたけやま耳鼻咽喉科・アレルギー科	保津 292-1	34-3387
久産婦人科内科	十六面 23-1	33-3110
水野医院	183-7	32-2401

※町外・県外の医療機関などでも受けられます。詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。



※新型コロナウイルス感染症による影響により、本紙に掲載されている情報が変更になる可能性があります。最新の情報については、担当課へ問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。

見つけたよ 広がる未来とつかむ夢

5月5日（こどもの日）から 1週間は「児童福祉週間」

こども未来課総合相談係 ☎ 33-9095



「児童福祉週間」とは、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間のことで、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的としています。

令和2年度の児童虐待相談件数は過去最多

近年、全国での児童虐待に関する相談件数は増えていきました。令和2年度の児童相談所が児童虐待相談件数として対応した数は205,044件と、過去最多でした。家庭という密室の中で起こる児童虐待は、近隣地域など身近に接する人々からの通報が重要です。

虐待とは子どもが耐え難い苦痛を感じる事

虐待かどうかは、あくまで子ども側に立って考えます。いくら養育者が「子どものしつけだ」と思っても、子どもが心身の傷となるほど「痛い」「辛い」「悲しい」と感じる場合は虐待となります。（養育者には実際に養育している人〈例：祖父母、親のパートナーなど〉も含まれます）虐待の種類は、4つに分類されます。（右記参照）

虐待としつけ。この二者間には、しっかりと線引きできない部分が存在します。しかし「子どもが耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待である」と考えるべきだと思います。

虐待の早期発見と相談を

事態を深刻化させないためには、早期発見が大切です。少しでも気になることがあれば、右記の相談先へ連絡をください。また、養育者自身が虐待してしまいそうなどの相談内容もお受けします。

児童虐待の種類

- **身体的虐待**
殴る、蹴る、水風呂や熱湯の風呂に沈める、カッターなどで切る、アイロンを押しつける、やけどをさせる、首を絞める、ペランダに逆さづりにする、異物を飲み込ませる、厳冬期などに戸外に閉め出す、など。
- **心理的虐待**
大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだい間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、子どもがDVを目撃する（面前DV）、など。
- **性的虐待**
子どもへの性交や、性的な行為の強要・教唆、子どもに性器や性交を見せる、など。
- **ネグレクト**
子どもを家に残して外出する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、入浴させない、登校させず家に閉じこめる、無視して子どもの情緒的な欲求に応えない、病気になるのに病院に連れて行かない、など。

保護者の人へ～いつでもご相談を～

- ▶ 疑いや心配があるだけでも連絡をお願いします。
 - ▶ お知らせいただいた人の秘密は守られます。
 - ▶ 匿名での相談・お知らせでも結構です。
- 相談は窓口や電話、訪問も可能です。対応する職員は、保健師・助産師・保育士などがいますのでいつでも相談ください。
- 地域で子どもたちの笑顔を守るため、一人ひとりに何ができるのかを考える機会にしましょう。

町役場こども未来課
● 総合相談係（庁舎内） ☎ 33-9095
● 子育て相談係（保健センター） ☎ 33-9035
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分
● 児童家庭支援センターあすか ☎ 44-5800
月～土曜日…午前9時～午後5時
日曜日、祝日、夜間は児童養護施設で受付
● 児童家庭支援センターてんり
☎ 0743-63-8162
月～金曜日、日曜日（祝日も開所）
午前9時～午後6時

健診の流れ

- ① 受診券が自宅に届く。
- ② 受診する医療機関（県内）を決めて、医療機関に電話する。
※予約不要な医療機関もあるため、詳しくは案内チラシで確認
- ③ 質問票を記入する。
- ④ 医療機関で受診する。
▶ 持ち物 受診券、被保険者証、質問票
- ⑤ 町から受診結果を約2～3ヵ月後に送付します。（医療機関からの報告の関係で、3ヵ月以上かかる場合があります）
また、早く結果を知りたいときは、受診した医療機関で結果の説明を受けることができます。受診時に申し出てください。



健診の概要

- 実施期間** 6月～令和5年1月末日
- 検査内容**
- 問診 ● 身体計測（身長、体重、BMI）
 - 診察 ● 血圧測定 ● 血液検査（脂質、腎機能、肝機能、血糖、血清クレアチニン検査） ● 尿検査（尿糖、尿タンパク）
 - 貧血検査 ● 心電図検査
- ※前年度の検査結果や医師の判断で眼底検査が追加されます。
- 費用** 無料

お気軽にお電話ください

子育て何でも相談

各保育園

子育てに何か悩みやご相談があるお父さん・お母さん、保育園にお気軽にお電話ください。
※園庭開放、親子体操、季節の遊びなどの子育て支援の活動は、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら再開していく予定です。広報紙などでお知らせしますので、ぜひご参加ください。

令和4年度後期高齢者健康診査が 6月から始まります

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ
保険医療課福祉・高齢医療係 ☎ 34・2095 / ☎ 34・2096

健康診査は、後期高齢者の健康を保持・増進することを目的に、県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて町が実施しています。

対象となる人には5月下旬に受診券を送付します。心臓病や糖尿病などの生活習慣病を早期に発見することで、必要に応じて早めに治療を受けることができます。

皆さんもご自分の健康状態をぜひ活用ください。

※次のような人は、必ずしも健診を受けていただく必要はありません。かかりつけ医などにご相談ください。

- 病院または診療所に長期入院（6ヵ月以上継続して入院）している
- 事業主健診など、他で健康診査を受診する機会がある
- 施設に入所している（障害者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設など）

※令和4年4月～11月に75歳になる

人は、誕生月の翌月末ごろに受診券を送付します。

※令和4年12月以降に75歳になる人は、令和5年度から後期高齢者健康診査の対象となります。国民健康保険または他の健康保険から、特定健診の案内が届いている人は、75歳の誕生日前日までに受診してください。

日時 月～金曜日午前10時～午後4時

子育て相談センター宮森（宮森保育園／☎ 33-1611）
子育て何でも相談…☎ 0120-783-194

子育て相談センター宮古（宮古保育園／☎ 34-1611）
子育て何でも相談…☎ 0120-194-783

子育て相談センター阪手（こどもの森阪手保育園／☎ 34-1612）
子育て何でも相談…☎ 0120-733-860



「健康経営優良法人2022」認定事業所の集いの様子

県内市町村別健康経営優良法人
2022 認定数

順位	自治体名	認定事業所数 () 内は前年度
1	奈良市	34(28)
2	田原本町	18(2)
3	生駒市	13(8)
4	橿原市	13(7)
5	大和郡山市	6(1)

優良な健康経営を実践している大企業や中小企業などの法人を顕彰
「健康経営優良法人2022」認定事業所の集いを開催しました

地域産業推進課商工観光係 ☎ 34・2080

3月23日に「田原本町健康経営優良法人2022」認定事業所の集いが開催されました。

会場では、取り組み事例の発表(株吉川ジオテック)や出席いただいた「健康経営優良法人2022」認定事業者の代表者による、健康経営に取組んだ成果や今後の町内事業者への普及拡大に向けての方策などについて意見交換が行われました。

本町では健康経営の取り組みを引き続き推進するため、令和4年度より田原本町中小企業資金融資制度において、健康経営優良法人の認定などを受けておられる事業所への優遇措置として融資利率に対する利子補給率の引き上げを予定しています。

健康経営優良法人認定制度とは

地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業などの法人を顕彰する制度です。本制度では、大規模の企業などを対象とした「大規模法人部門」と、

情報公開・個人情報保護制度
令和3年度の運用状況を公開します

総務課法務文書係 ☎ 34・2114

町では、情報公開制度と個人情報保護制度を実施しています。これらの制度の令和3年度の運用状況がまとまりましたのでお知らせします。

情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、町民の皆さんの町政への参加と開かれた町政を推進するために、町が保有している行政情報(公文書)の開示を請求できる権利を保障するものです。(表1)

公文書の開示請求・申出の運用状況 (表1)

	件数	実施機関	決定内容				取り下げ
			開示	部分開示	非開示	却下	
開示請求	19	町長部局	12	5	0	1	1
	4	教育委員会	4	0	0	0	0
	1	農業委員会	1	0	0	0	0
申出	6	町長部局	3	1	1	0	1
	3	教育委員会	1	2	0	0	0
	0	選挙管理委員会	0	0	0	0	0
	0	議会	0	0	0	0	0
合計	33		21	8	1	1	2

※開示請求の町長部局に1件決定に対する審査請求がありました。

個人情報の開示等請求の運用状況 (表2)

	件数	実施機関	決定内容	
			開示	部分開示
開示請求	3	町長部局	3	0
	1	教育委員会	1	0
合計	4		4	0

個人情報取扱事務の届出状況 (表3)

実施機関	件数
○町長部局	326
町長公室	20
総務部	43
住民福祉部	154
産業建設部	64
上下水道部	43
会計課	2
○教育委員会	64
○選挙管理委員会	9
○公平委員会	3
○監査委員	2
○農業委員会	7
○固定資産評価審査委員会	2
○議会	3
合計	416

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報保護するとともに、皆さんの自己情報について開示や訂正など、個人の権利利益を保護するものです。(表2)

個人情報取扱事務の届出状況
個人情報保護制度を実施する町の機関(実施機関)が個人情報を取り扱う事務を行う場合は、その目的、対象者の範囲、記録項目、収集先などを明らかにし、町長へ届け出なければなりません。(表3)

総合公開窓口の利用案内

町役場2階の総合公開窓口では、情報公開・個人情報保護制度に関する相談や開示請求の受付などを行っています。また、町政に関する資料が自由に閲覧できます。

田原本町内認定事業所一覧

認定部門	認定回数	所属
中小規模 法人部門	3	トヨタエルアンドエフ奈良(株)
	3	(有)吉井美和保険
	初	上柿鉄工建設(株)
	初	岡田自動車販売(株)
	初	(株)関西鳶
	初	三和ゴム工業(株)
	初	田原本町社会福祉協議会
	初	タケソー住空間(株)
	初	(株)竹村工務店
	初	田原本町商工会
	初	(一社) 田原本まちづくり観光振興機構
	初	(株)中部トータルサービス
	初	(株)寺井
	初	薬王製薬(株)
大規模 法人部門	初	(株)山田プラスチック工業
	初	(株)吉川ジオテック
	初	(株)ネクスプライム
	初	(株)ヨシケイライブラリー

中小規模の企業などを対象とした「中小規模法人部門」の2つの部門により、それぞれ「健康経営優良法人」を認定しています。

「健康経営優良法人」に認定されると、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的な評価を受けられます。

町では、令和3年7月に、全国健康保険協会奈良支部との間で、地域の健康づくりの推進に向けた包括連

携協定を締結し、町商工会にも取り組みに賛同いただき、協会支部・商工会・町で連携し、健康経営の普及促進に努めてきました。

その成果として、町内事業所において「健康宣言」をいただいた事業所数は、令和3年5月時点で9社でしたが、令和4年3月時点では68社となり、また、健康経営優良法人数につきましても、従前の2社から18社(大規模法人部門…2社、中小規模法人部門…16社)となりました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

夏のエコスタイルキャンペーン

町人事課人材育成係 ☎ 34-2056

期間 5月1日(日)～10月31日(月)

町では、省エネの一層の推進を通じて、地球温暖化防止を図るため、また、夏季の節電対策の一環として、積極的に町施設における「適正冷房(28℃)」とそれにふさわしい職員の「軽装(ノー上着、ノーネクタイ)」を推進しています。



※新型コロナウイルス感染症による影響により、本紙に掲載されている情報が変更になる可能性があります。

最新の情報については、担当課へ問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。